

裁 決 書

審査請求人が令和５年５月２５日付けで提起した公文書の公開の請求に対する部分公開決定の処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る「令和４年度竹島地区観光地域振興事業実績報告書添付書類」について、非公開とした印影のうち「蒲郡観光協会の職員が書類作成において割印として用いた個人印の印影」及び「領収書の発行者、取扱者等として押された個人の印影で、その個人が法人の代表者又は個人事業主でなく、かつ、氏名を公開されていないものの印影」を除き公開する。

その余の審査請求は、棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和５年４月７日付けで実施機関に対して、蒲郡市情報公開条例（平成１０年蒲郡市条例第１号。以下「条例」という。）第７条の規定により、蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱に基づき、蒲郡観光協会より提出された令和４年度竹島地区観光地域振興事業に関する書類の公開の請求を行った。
- 2 実施機関は、令和４年度竹島地区観光地域振興事業に関する書類のうち、「事業収支決算数値を裏付ける領収書又は支出明細書」について、「令和４年度竹島地区観光地域振興事業実績報告書添付書類」と特定し、団体の担当者名及び印影については、「特定の個人が識別され得るものであるため」及び「法人の正当な利益を害するおそれのある情報のため」とし、法人の印影及び口座情報については、「法人の正当な利益を害するおそれのある情報であるため」として、令和５年４月２１日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を請求人に通知した。
- 3 請求人は、本件処分を不服として、令和５年５月２４日付け（受付は同年５月２５日付け）で行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づく審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は次のとおり主張し、本件処分を取り消し、印影の公開を求めるというものである。

- (1) 本件処分に係る印影部分は、顧客であれば誰に対しても交付される物販業者、催事業者、製作者等発行の領収書に記載されている情報であり、業者自身の判断により不特定の顧客に対して開示されており、当該情報が開示しても事業者の「正当な利益」が損なわれることはない。
- (2) 印影であれば全て非公開としている市の対応は正すべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、次の通り主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 本件処分では、蒲郡観光協会が領収書を要求したことにより押印されたものであり、その領収書には宛名が記載され発行相手の記録が残る不特定多数に交付されたものではない。
- (2) 領収書内の個人の印影については、個人の特定にも関与するものであり、代表者印については、会社の意思を対外的に表示する際に使われる重要な印鑑であり、契約書等に用いられる可能性があるということを考え、公開すべき情報ではない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

条例の目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた市政の発展に寄与する、というものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適正な執行が阻害され、ひいては市民全体の利益を損なうものもある。このため、条例においては個人及び法人等の権利利益や公益と市民の公文書の公開を請求する権利との調和を図る観点から、原則公開の例外として公開しないことができる情報を定めている。

2 本件処分について

(1) 本件文書の内容について

本件文書は、蒲郡観光協会から市に提出された令和4年度竹島地区観光地域振興事業実績報告書の添付書類（領収書）であり、事業者等の名称、担当者名、法人の代表者印又は個人印の印影、領収金額等が記載されている。

実施機関は、本件文書について、団体の担当者名及び印影については、「特定の個人が識別され得るものであるため」及び「法人の正当な利益を害するおそれのある情報のため」とし、法人の印影及び口座情報については、「法人の正当な利益を害するおそれのある情報であるため」として、条例第6条第1項第2号及び第3号に該当すると主張している。

これに対し、請求人は、「平成14年9月12日最高裁判所第一小法廷奈良県食糧費情報公開請求事件判例」（以下「最高裁判例」という。）を根拠として、前記1のとおり主張しているため、本件文書において非公開とされている印影部分が条例第6条第1項第2号及び第3号に該当するものかどうか検討をする。

(2) 条例第6条第1項第2号（個人情報）及び第3号（事業活動情報）の該当性について

条例第6条第1項第2号は、基本的人権としての個人の尊厳を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護することを目的として規定するものであり、明らかに個人のプライバシーを侵害する情報のほか、プライバシーを侵害するおそれのあるものも含めて「個人に関する情報」とし、原則として非公開とすることとしたものである。

条例第6条第1項第3号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を

保障する必要があることから、事業活動に係る情報のうち、公開することにより、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものが記録されている公文書は非公開とすることを定めたものである。

実施機関が非公開とした印影部分には、個人印の印影や法人の代表者印、角印、刷り込み印のような印影があることが認められた。

ア 個人印の印影について

本件文書に押印されている個人印の印影のうち、蒲郡観光協会の職員が書類作成において割印として用いた個人印の印影及び領収書の発行者、取扱者等として押された個人の印影で、その個人が法人の代表者又は個人事業主でなく、かつ、氏名を公開されていないものの印影は、特定の個人が識別され得るものであり、条例第6条第1項第2号に該当するため、実施機関がした部分公開決定は、妥当であると判断する。

本件文書に押印されている個人印の印影のうち、「蒲郡商工会議所青年部」の領収書等、個人の氏名が公開されているものの個人印の印影は、既に個人の氏名は公開されており、実施機関が主張する「特定の個人が識別され得るもの」には該当しないため、公開することが妥当であると判断する。

イ 法人印の印影について

本件文書に押印されている法人印の印影のうち、「角印」及び「刷り込み印」の印影については、法務局に登録されている実印ではないことから、法的な効力を持つようなものではなく、実施機関が主張する「法人の正当な利益を害するおそれのある情報」には該当しないため、公開することが妥当であると判断する。

本件文書に押印されている法人印の印影のうち、「代表者印」の印影については、印鑑証明の添付があるもの、契約書に押印されているもの等法務局に登録されている実印であることが明らかであれば、法的な効力を持つものであり、法人の内部情報として非公開とすることが妥当であると考ええる。

しかしながら、本件文書は、領収書という不特定多数の顧客に広く交付するような書類に押印されているものであり、法務局に登録されている実印かどうかの判断ができないものである。そうした場合に、請求人が審査請求の根拠とする最高裁判例の内容に照らし合わせると、領収書のように事業者が不特定多数の顧客に交付する書類に実印を押印するようなことは考え難く、実施機関が主張する「法人の正当な利益を害するおそれのある情報」には該当しないため、公開することが妥当であると判断する。

また、事業を営む個人の個人印の印影は、条例において法人に関する情報と同様の取扱いをするものとされており、最高裁判例の内容に照らし合わせると、銀行との取引に使用されるものとは考えられず、実施機関が主張する「法人の正当な利益を害するおそれのある情報」には該当しないため、公開することが妥当であると判断する。

なお、実施機関が非公開としている部分には、単に「領収印」と表示しているもの、印影ではなく企業のロゴが認められたが、これらは実施機関が主張する「法人の正当な利益を害するおそれのある情報」には該当しないため、公開することが妥当であると判断する。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年9月13日

蒲郡市長 鈴木 寿 明

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。